

報道機関 各位

資料提供 令和3年1月7日
総務部 総合防災課 危機管理・防災支援班
TEL 018-860-4563
美の国あきたネット掲載 有

令和3年1月7日からの大雪による災害に係る災害救助法の適用について

秋田県において、連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県は4市2町1村にそれぞれ災害救助法の適用を決定しましたので、お知らせします。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 羽後町 東成瀬村	1月7日	連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用